

不法投棄は**犯罪**です！

懲役5年以下又は罰金1000万以下

【法人は3億円以下】



令和5年4月1日より、うるま市役所 **不法投棄対策室**が発足しました。

現在、うるま警察署、石川警察署、地域自治会や民間事業者等と連携をとり、対策を進めております。

しかし、不法投棄という犯罪は、人気のない土地・時間帯に行われることが多いため、犯人を特定することが難しく、犯人の特定には皆様の協力が必要です。

法律では(廃棄物処理法第5条)“土地又は建物の占有者はその占有または管理する土地又は家屋を清潔に保つよう努めなければならない”とされており、不法投棄の犯人がわからない場合は土地所有者・管理者の責任でゴミ処分をしていただくことになります。

まず、自分の土地は自分で守る意識を持ち土地の管理を徹底し、見かけたら早期に最寄りの警察へ通報してください。

うるま市役所 不法投棄対策室 923-7682

うるま警察署 973-0110

石川警察署 964-4110